

# 院内掲示

## ◆ 時間外対応加算 1

『当医院では、「かかりつけ医」としての取り組みを行っております。』  
通院中の患者様に対し、電話等での問い合わせに医師、看護職員、事務職員等により常時対応できる体制を整えております。

また、やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかつた場合であっても、速やかに対応することができる体制をとっています。

連絡先 ① 0985-65-3567 ② 080-3945-4173 (夜間のみ)

---

## ◆ 医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。

また、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

---

## ◆ 医療 DX 推進体制整備加算

当院では医療 DX を推進して質の高い医療を提供できるように体制を整備しています。

オンライン資格確認システム等により取得した医療情報等を活用して診療を行う他、マイナ保険証の利用や電子処方箋の発行、電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取り組みを、今後導入し実施していく予定としています。

---

## ◆ 生活習慣病管理料について

当院では患者さんの状態に応じ、28 日以上の長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて医師が判断致します。

---

## ◆ 一般名処方の取組について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

### 『一般名処方とは』

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

なお、令和6年10月1日より患者さまが一般名処方の処方箋から長期収載品（先発医薬品）へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただくことがございます。

---

◆「個別の診療報酬の算定項目分かる明細書」の発行について  
当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進して  
いく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分か  
る明細書を無料で発行しております。  
また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方について  
も、明細書を無料で発行しています。  
明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。  
明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出くださ  
い。

